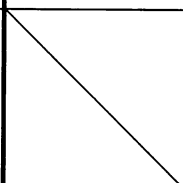
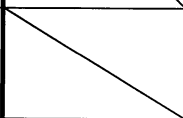
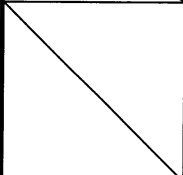


102. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和8年2月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年4月10日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。	/	【最高裁判所から別途回答】
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		【最高裁判所から別途回答】
三 当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際し、これまでに付されてきた附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。		【最高裁判所から別途回答】
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	<p>法曹の質に関しては、令和4年3月に「法曹の質に関する検証結果報告書」を、令和7年3月に「第2回法曹の質に関する検証結果報告書」を法務省ホームページにて公表したところである。</p> <p>附帯決議を踏まえて、次回の法曹の質に関する調査・検証に向けて必要な検討を進めているところである。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で、裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働	措置済み（令和7年）	<p>（法務省・文部科学省）</p> <p>法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目</p>

<p>環境を整えること。</p>		<p>的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和7年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>
<p>六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。</p>		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。</p>		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>八 国民に身近で利用しやすい司法の実現という観点から、地域の実情に即した裁判所へのアクセスの向上を図るため、地域の人口及び交通事情の変化や事件数の動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況等を踏まえつつ、適切な人的・物的体制の整備に努めること。</p>		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>

○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年5月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見について必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となろうとする者から援助を受けられるよう配慮するとともに、本法施行後三年を目途にその進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うほか、電磁的記録である書類の電磁的方法による授受について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切替等の検討を進めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>(法務省・海上保安庁) 令和7年11月18日付けで法務省と日本弁護士連合会との間で、オンラインによる外部交通の実施に関する申合せを締結し、令和7年度中に、9道県の計13地域でオンラインによる外部交通の運用を開始することとされ、順次運用を開始している。 引き続き、日本弁護士連合会等と協議し、取組を進める予定である。 電磁的記録である書類の電磁的方法による授受については、使用する機器の通信機能の制限や同機器による自傷他害行為を防止する観点、罪証隠滅の防止や規律秩序の維持のための検査を適切に行う観点などから、特別な対応が必要となるところ、関係機関との協議を進め、設備整備上の課題を含めて運用上の検討を行っている。 法制化の必要性については、今後、前記取組の進捗状況に応じて、必要な検討を行う予定である。 【警察庁から別途回答】</p>
<p>二 検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響を遮断して行われるよう配慮すること。また、ビデオリンク方式による勾留質問は、被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜査機関の影響を遮断して行われるよう配慮すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>ビデオリンク方式による弁解録取に係る改正の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。 今後、ビデオリンク方式による弁解録取に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、適切に周知する予定である。 【最高裁判所から別途回答】</p>

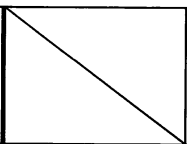
<p>三 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>ビデオリンク方式による証人尋問等に係る改正の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。</p> <p>今後、ビデオリンク方式による証人尋問等に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、適切に周知する予定である。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>四 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、犯罪事実との関連性の認められるものをできる限り具体的に特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように厳格に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知徹底すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報や犯罪事実と関連性のない個人情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うとともに、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>電磁的記録提供命令により収集された情報の適正な管理を含めた電磁的記録提供命令の適切な運用に向けて検討を行うなど必要な準備を進めている。</p> <p>また、電磁的記録提供命令の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。</p> <p>今後、電磁的記録提供命令に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、関係者に対して適切に周知する予定である。</p> <p>【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>五 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示すること。また、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することとならないよう、適切に対処するよう周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>電磁的記録提供命令の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。</p> <p>今後、電磁的記録提供命令に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、関係者に対して適切に周知する予定である。</p> <p>【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>六 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>秘密保持命令の内容について、法務省のホームページに掲載したほか、公刊物に本法の解説を掲載するなどして周知した。</p> <p>今後、秘密保持命令に係る規定の施行に向け、本項目で求められている事項について、関係者に対して適切に周知する</p>

		<p>予定である。</p> <p>【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
七 電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。	措置済み（令和7年）	<p>電磁的記録文書等偽造罪に係る規定の施行の際、本項目の内容について、関係者に対して周知済みであり、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応しているものと承知している。</p> <p>【警察庁から別途回答】</p>
八 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。	検討中	<p>本法の施行（令和9年3月31日までの間において政令で定める日）に合わせて、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とすることや、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めることについて、日本弁護士連合会等と協議しながら、検討を進めている。</p>
九 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。	措置済み（令和7年）	<p>電磁的記録文書等偽造罪に係る規定の施行の際、本項目の内容について、関係者に対して周知済みであり、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応しているものと承知している。</p> <p>【警察庁から別途回答】</p>
十 捜査機関が収集した証拠に犯罪事実と関連性のない個人情報等が含まれる場合においては、捜査機関において当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。	措置済み（令和7年）	<p>電磁的記録文書等偽造罪に係る規定の施行の際、本項目の内容について、関係者に対して周知済みであり、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応しているものと承知している。</p> <p>【警察庁から別途回答】</p>
十一 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>
十二 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、特に留意すること	措置済み（令和7年）	<p>電磁的記録文書等偽造罪に係る規定の施行の際、本項目の内容について、関係者に対して周知済みであり、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応しているものと承知している。</p> <p>【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>

<p>十三 改正法の施行に必要となるシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないように、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、継続的な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>本法の施行に向けて、厳格なセキュリティ水準の確保、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な対策、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に配慮しつつ、必要な検証・試験運用を行った上でシステムの運用を開始することができるよう、開発を進めている。また、本法の施行に向け、検察庁職員に必要な研修を行い、そのデジタルリテラシー向上につなげることとしている。 【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>十四 刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、裁判所を始めとする関係機関に必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>本法の施行に向けて、刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めることとしている。 【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>十五 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に参与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。</p>	<p>検討中</p>	<p>本法の施行に向けたシステムの開発にあたっては、今後の更なるデジタル化の進展に対応可能なものとなるよう配慮し、デジタル化による刑事手続の一層の効率化等に向けた所要の措置が可能となるよう検討を進めている。 【警察庁・最高裁判所から別途回答】</p>
<p>十六 政府は、本法による改正後の刑事訴訟法その他の法律の規定の施行状況や施行後における情報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえて、個人情報保護の必要性や被疑者及び被告人の防御権、犯罪被害者等の名誉・プライバシー等を重視しつつ、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>検討中</p>	<p>今後、本法による改正後の刑事訴訟法等の施行状況や施行後における情報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえ、本項目の趣旨に鑑み、必要に応じ、所要の措置を講ずる予定である。 【警察庁から別途回答】</p>

○民事裁判情報の活用の促進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年5月22日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。</p>	検討中	<p>民事裁判情報管理提供業務を行う指定法人の指定に係る公募手続を行っている。</p> <p>民事裁判情報管理提供業務を行う法人の指定に当たっては、公開予定の公募要領において、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を行う体制その他民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施に関する事項並びに情報漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎その他保有民事裁判情報の安全管理に関する事項について説明した書類を提出させることとし、これらの書類に基づき厳正かつ公平な審査を行う予定である。</p> <p>指定後においても、民事裁判情報の性質に鑑み、業務規程並びに事業計画及び収支予算の認可や業務の委託先の承認等を適切に行うことで、再委託先を含めた情報の厳格な管理とプライバシー保護への配慮を徹底させるとともに、目的外利用を行わないよう指定法人に対して必要な監督を継続して実施していく予定である。</p>
<p>二 仮名加工民事裁判情報等の提供料金については、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施のために必要な経費を勘案しつつ、利用者にとって過度な負担とならないよう配慮すること。</p>	検討中	<p>民事裁判情報管理提供業務を行う法人の指定に係る申請書類の審査や指定後の業務規程の認可を通じて、本制度の趣旨と利用者にとって過度な負担とならない提供料金設定のバランスを考慮し、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施に必要な経費を勘案しつつ、提供料金の設定について適切に対応していく予定である。</p>

<p>三 先例的価値及び社会的関心の高い判例情報を幅広く国民に提供することが本法の施行後も引き続き重要であることに鑑み、現在行われている裁判所ウェブサイトにおける判例情報の提供について、今後とも更に適切な運用に努めること。</p>		<p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>四 附則第五条に基づく五年経過後の検討を行うに当たっては、諸外国における判例情報の公開に関する法制の動向等も勘案し、民事裁判情報の確実かつ安定的な公開のために必要な体制の在り方について検討を行うこと。</p>		<p>未着手</p>

○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議
(令和7年5月29日)

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証するとともに、その結果を踏まえ、一般債権者保護の実効性向上のための破産財団等への超過分の金銭の組入範囲の在り方や、組入対象財産の保全対策の一層の強化に向けた仕組みの検討を行うこと。また、破産財団等への組入対象財産を確実に保全するための譲渡担保権設定者等による担保請求の円滑な実施に向けた支援など制度の実効性を確保するために必要な措置等を検討すること。併せて、労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ、未払賃金立替払制度の実効性確保に向けた立替払額の見直し等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ILO第百七十三号条約の早期批准に向けて検討に努めること。</p>	<p>(法務省)(厚生労働省) 検討中</p>	<p>(法務省) 令和8年1月時点では譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（以下「譲渡担保法」という。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）はいずれも未施行であるため、組入義務などの新たな制度については、その施行後に、運用の状況を注視していくこととしている。企業の倒産時における労働債権の優先順位の問題については、倒産局面におけるその満足の状況等についての実態調査を行うことを検討しており、その結果も踏まえて必要な検討を行うこととしている。 (厚生労働省) ILO第百七十三号条約については、条約において、例えば3ヶ月以上の労働債権について、税や社会保険等の債権よりも高い優先順位とすることが求められていると認識しており、本条約の締結については、国内法制との整合性等の観点から、なお慎重な検討が必要であると考えているが、引き続き検討に努めていく。</p>
<p>二 動産及び債権譲渡の対抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、法務局を始めとする関係行政機関に必要な体制の整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策について、オンライン申請において利用可能な電子証明書の種類を拡大することなども視野に、施行に向けて政省令等の検討を進めている。</p>

<p>三 本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。</p>	<p>一部措置済み</p>	<p>法務省ホームページにおいて譲渡担保法及び整備法の概要を紹介しているほか、金融機関や事業者団体等に対して両法の趣旨や内容を解説したリーフレットを配布するなどの周知広報を予定しており、附帯決議の趣旨を踏まえ、両法施行に向けた適切な準備に努めることとしている。</p>
---	---------------	--

○更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年12月2日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 保護司の減少傾向や高齢化の流れに対処するための改正法の趣旨を踏まえ、今後とも必要に応じ報酬制の導入を検討するなど、引き続き保護司の量及び質の一層の拡充のための取組を進めること。	一部措置済み (令和7年)	引き続き、保護司の意見を丁寧に伺いながら、保護司の適任者確保や、保護司の経済的負担の軽減方策の検討を含めた活動環境の整備など、幅広い世代かつ多様な方に保護司として活躍いただくための取組を推進する。
二 保護司の活動を充実・強化するためには、保護司の経済的な負担軽減が不可欠であることから、国において、保護司実費弁償金の対象となる範囲をその職務範囲に見合ったものとなるよう適切に定めるとともに、必要な予算を確保するよう努めること。	一部措置済み (令和7年)	令和8年度予算政府案においては、保護司実費弁償金に係る予算について約36百万円の増額が盛り込まれたところ。 引き続き、保護司の経済的負担の実態把握を進めるなどし、必要な保護司実費弁償金の確保に努める。
三 保護司が安全・安心に活動を継続していくことができるよう、国は、保護観察対象者の特性に応じて保護観察官の直接担当とすることや、保護司複数指名制を適切に活用するほか、地方公共団体との連携を緊密に行い、更なる安全・安心のための対策強化に向けた取組の推進に努めること。	一部措置済み (令和7年)	令和8年度予算政府案において、保護司複数指名制の積極的な活用に必要な経費を始めとした保護司実費弁償金に係る予算の増額（約36百万円）が盛り込まれたところ。 引き続き、保護司の安全確保及び活動環境の整備等のため、保護観察官の直接関与の強化、保護司複数指名制の積極的な活用、地方公共団体の協力を得た自宅以外の面接場所の確保等に取り組む。
四 保護司が保護区の区域外においても職務を行うことができることとされたこと等を踏まえ、今後ともデジタル技術の活用や、更生保護サポートセンターの増設及び利用時間帯の拡大、地方公共団体と連携した適切な面接場所の確保など、保護司活動の一層の利便性の向上のための取組を進めること。また、これに伴い、保護司等が保護観察対象者との面接時にオンライン又は公の施設等を利用する際は、そのプライバシーの保護に十分に配慮すること。	一部措置済み (令和7年)	引き続き、保護司専用ホームページやウェブ会議サービスといったデジタル技術の活用を促進するとともに、保護区外の更生保護サポートセンターの活用も含めた保護司の活動場所の充実を図り、保護司活動の一層の利便性の向上に努める。 また、保護観察対象者等のプライバシーの保護について、引き続き、保護司等に対する研修の充実等に努める。

<p>五 社会奉仕の精神に基づく保護司の活動を広く国民に周知させ、犯罪の予防のための保護司の意義について世論の啓発に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>“社会を明るくする運動”や保護司セミナー等を通じて、保護司やその活動の意義の周知に努めてきたところ。引き続き、一層の国民の理解が得られるよう取り組んでいく。</p>
<p>六 保護観察対象者の抱える問題が複雑多様化する中、保護観察官は、高い専門性を生かして保護観察処遇等に当たっており、保護司活動をサポートするほか、その安全確保策を進めるに当たっても極めて重要な役割を担っていることから、再犯リスクの分析・評価能力や医療や福祉などの専門的支援が必要な事案等への対応能力の向上を図るための研修の充実など、その職務の遂行に必要な専門性の一層の強化を図るための取組を進めること。あわせて、保護観察官の増員について、引き続き必要な措置を講ずるよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価を含むアセスメント能力や専門的支援が必要な事案等への対応能力の向上を図るための保護観察官を対象とした研修を実施するとともに、保護観察官が積極的に地域に出向くなどして保護司活動のサポートや関係機関等との連携確保を図っているところである。引き続き、それらの取組を進めることにより、保護観察官の専門性の一層の強化を図るとともに、関係機関等とも連携しながら専門性を生かした保護観察処遇の充実を図る。 また、保護司の安全確保策や再犯防止対策の強化を図るため、保護観察官について、必要な人的体制の整備に努める。</p>
<p>七 保護司と保護観察官、更生保護施設その他関係機関との緊密な連携を確保し、情報共有体制の強化に努め、保護観察対象者の改善更生に向けた必要な支援や環境調整を適切な時期に実施するよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>保護観察官が積極的に地域に出向くなどして、保護司活動のサポートや更生保護施設を含む関係機関等との連携確保及び情報共有体制の強化を図っている。引き続き、保護観察対象者が改善更生に必要な支援を適切な時期に受けられるように、生活環境の調整の充実や関係機関等との連携確保及び情報共有体制の強化に努める。</p>

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月4日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	措置済み（令和7年）	<p>法曹の質に関しては、その法的活動が、利用者や関係者からどのように評価されているかという観点から調査・分析し、その検証結果（第2回法曹の質に関する検証結果報告書）について、法務委員会委員に資料配付するとともに、法務省ホームページで公表した（なお、令和7年の本法律改正においても、同様の附帯決議が付されており、引き続き、次の調査・検証に向けて必要な検討を進めている。）。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
	措置済み（令和6年）	<p>（法務省・文部科学省）</p> <p>法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和6年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>

○総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月11日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた犯罪被害人等支援弁護士制度に係る業務を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算の確保及び体制の整備に努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和7年）</p>	<p>改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、早期に円滑かつ充実した運用を開始できるよう、必要な予算の確保及び体制の整備について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。</p> <p>関係規程の整備、担い手となる契約弁護士等の確保、周知広報及び関係機関・団体との連携強化等、犯罪被害人等支援弁護士制度の運用開始に向けた必要な予算の確保及び体制整備等を行った。</p> <p>本制度については、令和8年1月13日に運用が開始されたところであり、引き続き、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、充実した運用ができるよう、必要な体制の整備及び予算の確保に努めていく。</p>
<p>二 犯罪被害人等が、適切な支援を利用し、迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨並びに関係府省庁及び法テラスが実施する犯罪被害人等支援施策の全体像について十分な周知広報に努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和7年）</p>	<p>改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、援助を必要とする犯罪被害人等に対し迅速かつ円滑に援助を行うことができるよう、改正法の施行に向けた効果的かつ効率的な周知広報の在り方について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。</p> <p>犯罪被害人等支援弁護士制度の概要や運用開始を周知するための広報資料を作成し、法務省及び法テラスのホームページ等において公開するとともに、関係機関に対し、同制度の周知広報に関する協力依頼を行った。</p> <p>引き続き、援助を必要とする犯罪被害人等に対し迅速かつ円滑に援助を行うことができるよう、各種広告媒体も活用しながら、十分な周知広報に努めていく。</p> <p>【警察庁から別途回答】</p>

<p>四 あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するため、全国的なバランスを踏まえながら、犯罪被害者等支援業務を行う契約弁護士等の数及び質の確保に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>犯罪被害者等支援弁護士制度の運用開始に向け、担い手となる契約弁護士等の確保を進めた。 引き続き、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、関係機関・団体とも連携しながら、契約弁護士等の十分な確保に努めていく。</p>
<p>五 犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を速やかに実現するため、本法の運用に係る政省令の策定等に向けた取組を直ちに行うこと。</p>	<p>措置済み</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、改正法の運用に必要となる事項を定める「総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第319号）」、「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第320号）」及び「総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令（令和7年法務省令第44号）」を策定している（いずれも令和7年9月10日公布）。</p>
<p>六 犯罪被害者等に対する支援の実施に当たっては、支援が必要な者に適切な支援がなされるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者の該当性を適切に判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、同制度の利用を必要とする犯罪被害者等がその利用を躊躇することのないようにすること。</p>	<p>措置済み</p>	<p>改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等支援弁護士制度が犯罪被害者やその御家族に寄り添った利用しやすい制度となるよう、法テラスや日本弁護士連合会等の関係機関・団体との協議を踏まえ、制度の利用申込みに対する審査や費用負担を求める基準及びその負担額等に関する事項を「日本司法支援センター業務方法書（令和7年9月19日法務大臣認可）」等において定めている。</p>
<p>七 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者として、異性であるか同性であるかを問わず、犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることについて、犯罪被害給付制度に係る令和六年三月二十六日付け最高裁判決の趣旨及び現行の犯罪被害者等支援施策全体の動向等を踏まえつつ、検討すること。</p>	<p>検討中</p>	<p>政府全体の対応状況等も踏まえ、検討を行っていく予定である。</p>

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。</p>	未着手	令和8年2月時点で本法は未施行であるため、その施行後の状況を注視していくこととしている。
<p>二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とする事への懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとする事。</p>	一部措置済み (令和6年、令和7年)	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、裁判所からの依頼により、講演を実施した。</p> <p>引き続き、父母の協議や裁判所における判断に当たって本改正の内容が十分理解されるよう、周知・広報に努めることとしている。</p>
<p>三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項目の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にすること。</p>	一部措置済み (令和6年、令和7年)	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、附帯決議の趣旨を踏まえて、関係府省庁等連絡会議において、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容を関係機関等に正確に伝えるため、親権の単独行使の対象等に関する内容を含むQ&A形式での解説資料を作成するとともに、この資料も活用した自治体、関係機関等への周知・広報に取り組んでいる。</p>

		引き続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、周知・広報に努めることとしている。
四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うこと。また、当局からの情報提供に当たっては、Q&A方式等、受け手に分かりやすく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等に答えられるよう留意すること。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。 また、関係府省庁等連絡会議において、医療や教育を含む様々な場において適切な運用がされるよう、Q&A形式での解説資料を作成するとともに、この資料も活用した自治体、関係機関等への周知・広報に取り組んでいる。 引き続き、改正内容の周知・広報に努めるとともに、分野ごとに個別に必要な取組について関係府省庁等連絡会議において検討を行うこととしている。
五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。 また、令和7年度、子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究を委託して実施しており、その成果については、関係府省庁等とも連携して活用していくこととしている。
七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。 また、令和7年度、養育費や親子交流の適切な取決め等を

<p>費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。</p>		<p>含む共同養育計画の作成促進に関する調査研究を委託して実施しており、その成果については、関係府省庁等とも連携して活用していくこととしている。</p>
<p>八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不相当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。</p> <p>また、令和7年度、共同養育計画の作成促進に関する調査研究を委託して実施しており、その成果については、関係府省庁等とも連携して活用していくこととしている。</p>
<p>十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。</p> <p>また、法テラスにおいては、令和7年度、共同養育計画の作成促進に関する調査研究におけるネットワーク会議等を通じて、地方自治体や福祉機関等の関係機関との連携の在り方についての検討を進めている。</p>
<p>十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものであり、その中で、父母間で親子交流の取決めがされたにもかかわらず、その一方が、特段の理由なく、その実施を拒むことは父母間の人格尊重・協力義務に違反する可能性があることを説明している。また、同会議において、DV及び児童虐待がある事案に関する内容を含むQ&A</p>

		<p>形式での解説資料を作成し、これを活用した自治体、関係機関等への周知・広報に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、改正法の趣旨・内容が十分理解されるよう、周知・広報に努めることとしている。</p>
<p>十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないように、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げ、本法の施行に伴う社会福祉制度等への影響について検討を行い、具体的な場面を想定したQ&A形式での解説資料を公表している。</p> <p>引き続き、子に不利益が生じることがないように、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこととしている。</p>
<p>十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。</p> <p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っているところ、当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、同会議において、当該パンフレット及び動画に続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容を関係機関等に正確に伝えるための周知・広報の在り方等について意見交換を行うとともに、Q&A形式での解説資料を作成し、これを活用した自治体、関係機関等への周知・広報に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、周知・広報に努めるとともに、関係府省庁等連絡会議において、本法の円滑な施行に向けた準備を丁寧に進めることとしている。</p>

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年6月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を、法施行後も尊重すること。	検討中	特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を踏まえ、令和8年6月14日の法施行後も適切に運用していく予定である。
二 在留カード等と個人番号カードの一体化のための準備を進めるとともに、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置について引き続き検討を行うこと。	検討中	改正法の施行に向けて、政省令やシステム等の整備を進めており、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置についても検討を行っていく。
三 年々巧妙化する偽造技術に対応し、これを防止するための取組を進めるとともに、プライバシー情報の保護のためのセキュリティ対策を着実に行うものとする。	検討中	改正法の施行に向けた準備と併せ、偽造技術への対応及びセキュリティ対策について、失効情報照会との連携機能を含めた在留カード等読取アプリケーションに係る機能の充実等の検討を行っていく。
四 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定在留カードの所持を失ったときは出入国在留管理庁において、在留カードが即時に交付されることについて必要な周知を行うこと。	検討中	特定在留カードを紛失等した場合の対応については、必要な周知を行う予定である。

○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年6月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 我が国が外国人労働者にとって魅力ある働き先となり、就労希望者がより長く我が国で就労することができるよう、また、安価な労働力の確保策として悪用されることのなきよう、外国人労働者の生活・就労環境等の整備と適切な法の運用に努めるものとし、段階的な技能向上が図られることの明確化、賃金をはじめとする待遇や職場環境の改善、国及び地方公共団体等における受入れ体制の整備、本人及び家族のための生活環境の整備、社会保障制度に関する周知徹底、我が国の文化や社会に対する理解の増進等の諸施策の総合的な取組に向けた検討を進めること。</p>	<p>一部措置済み （令和6年、令和7年）</p>	<p>育成就労制度では、育成就労外国人について、一定の要件の下、本人意向による転籍を認めることとしているほか、受入れ機関に関する要件の適正化等により労働関係法令がより確実に遵守されるようにしている。また、3年間の就労を通じて特定技能1号の在留資格取得の要件となる水準の技能及び日本語能力を修得することとしている。</p> <p>加えて、外国人の受入れ環境を整備することは極めて重要であるところ、政府においては、令和4年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、外国人との共生社会の実現に向けた各種取組を進めている。</p> <p>引き続き、国民の声にも耳を傾けながら、外国人との共生社会の実現に向けて、関係省庁一丸となって取り組んでいく。</p>
<p>二 外国人労働者の受入れ企業が労働関係法令を遵守し、適切に外国人労働者の雇用と支援を行うことができるよう、人権意識の醸成及び徹底に向けて、適切な情報発信及び取組支援の在り方等について検討を行うこと。また、外国人労働者に対する人権侵害の実態や外国人失踪者に関する状況の把握と業所管省庁間の共有に努め、必要な改善措置について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和6年、令和7年）</p>	<p>外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）において、労働関係法令、社会保険関係法令上の義務として遵守すべき事項や、雇用管理の改善等のために努める事項のほか、国籍を理由とした差別的取扱いを行ってはならない旨等について定めているところであり、引き続き同指針に基づきハローワークにおいて事業主に対して必要な助言や指導を行っていく。</p> <p>現行の技能実習制度では、外国人技能実習機構において、監理団体や実習実施者に対する実地検査や技能実習生からの相談・申告等、実習実施者からの技能実習実施困難時届出書の提出などにより実態把握に努めている。</p>

		<p>その上で、人権侵害や失踪の防止に資する取組の1つとして、令和6年11月にやむを得ない事情による転籍について、その範囲を明確化するとともに、手続を柔軟化する運用の改善を行った。</p> <p>育成就労制度においても、現行の技能実習制度での取組を踏まえつつ、外国人育成就労機構による実地検査、育成就労計画の認定や地方出入国在留管理局による在留審査、各種届出等を通じて実態を把握し、必要に応じて、情報共有や改善措置について検討することを予定している。</p>
<p>三 育成就労の関係者は、育成就労労働者等の外出、妊娠・出産及び育児その他の私生活の自由を不当に制限してはならないこと。政府は、その旨の周知徹底を関係者に向けて行うものとする。</p>	<p>検討中</p>	<p>出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第48条第2項において、育成就労関係者が育成就労外国人の外出その他の私生活の自由を不当に制限することを禁じており、外国人育成就労機構による指導や主務大臣等による行政処分等を通じ当該規定の履行を確保していく。</p> <p>また、技能実習制度においては、技能実習生が妊娠・出産等した場合の法的保護等についてリーフレット等を通じて周知を行っており、育成就労制度においても引き続き取り組む。</p>
<p>四 地域社会での生活や育成就労の適切な実施に資するとともに、改正後の制度の各段階において日本語能力がこれまで以上に求められることから、外国人労働者の日本語習得のために適切な支援がなされるよう、国及び地方公共団体における環境整備の在り方について検討を行うこと。特に、地方における日本語習得の機会の確保について、十分に配慮するものとする。</p>	<p>一部措置済み （令和6年、 令和7年）</p>	<p>効率的な技能修得、外国人本人の権利保護、地域社会での共生といった観点から、育成就労制度から特定技能制度に至るまでの各段階において、日本語能力に係る講習受講や試験合格の要件を設け、継続的な学習により段階的な日本語能力の向上を図ることとしている。</p> <p>日本語教育環境の整備の観点では、令和4年6月に決定した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」にお</p>

		<p>いては、取り組むべき中長期的な課題として、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」等を掲げ、日本語教育に関する各種取組を進めている。</p> <p>また、令和6年4月に施行された日本語教育機関認定制度の着実な実施に努めており、地方における日本語習得の機会の確保については、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、地方公共団体による日本語教育環境整備に対する支援を行う等の取組を実施している。</p>
<p>五 我が国の産業分野における労働力不足への対応を目的とする本法の趣旨に照らし、特定技能及び育成就労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、外国人労働者の現状や我が国全体の雇用状況を適切に勘案して、透明性・予見可能性が確保されるよう努めるとともに、専門性のある有識者や労使団体等の知見が反映され、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。また、経済社会の牽引役となりうる高度外国人材に関し、これまで以上に更に積極的に招致を行う方策について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、令和7年)</p>	<p>令和6年12月17日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、特定技能制度及び育成就労制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について有識者の意見を聴取することを目的として、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、検討している。特定技能及び育成就労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、有識者会議における意見を踏まえて、外国人就労者の現状や我が国全体の雇用状況を適切に勘案して、透明性・予見可能性の確保に努めつつ、政府として決定することとしている。</p> <p>高度外国人材に関しては、新たな制度として令和5年に「特別高度人材制度（J-Skip）」及び「未来創造人材制度（J-Find）」を創設しており、引き続き制度の積極的な周知等を通じて、高度人材の更なる呼び込みに向けて取り組むこととしている。</p>
<p>六 政府は、育成就労産業分野の設定に当たっては、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることが客観的データ等から明らかであること、従事する業務が単純作業でなく、一号特定技能外国人の技能水準までの人材育成と処遇向上が可能な体制を有する分野・業務であること等、制度趣旨を踏まえつつ、国内労働市場への影響や産業政策を総合的に検討</p>	<p>一部措置済み (令和6年、令和7年)</p>	<p>育成就労産業分野は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野とした上、同分野において外国人の受入れが必要であることを客観的な指標等により具体的に示すことを予定している。</p>

<p>した上で厳格に設定すること。</p>		
<p>七 育成就労制度及び特定技能制度において、日本人との同等以上の処遇確保の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>育成就労制度では外国人の報酬の額に関して、育成就労外国人に対する報酬の額が日本人が当該業務に従事する場合の報酬の額と同等以上であることという要件を設けている。今後、当該要件の実効性確保の在り方について検討していく。</p>
<p>九 我が国での就労経験を持つ外国人が、過去に習得した技術や日本語能力、日本社会及び日本文化等への理解や経験を生かして更に我が国で活躍してもらうための受入れ手段について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>過去に技能実習生として在留していた者のうち、従事していた業務に対応する育成就労産業分野が存在しない場合などについて、育成就労外国人として受入れ可能とすることとしている。</p>
<p>十 育成就労労働者の意向による転籍を認めるための要件に関する主務省令の策定に際しては、技能及び日本語能力の基準等について、適正かつ現実的に転籍が可能なものとなるよう、有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を反映すること。また、改正後の制度の運用状況を踏まえて必要に応じて見直しを検討するものとする。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて育成就労外国人本人の意向による転籍に係る主務省令の内容を検討し、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定した。その上で、各分野において設定する本人の意向による転籍に必要な技能水準及び日本語能力水準については、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等での有識者等の意見を聴いた上で分野別運用方針の内容を検討していく。</p> <p>また、入管法及び技能実習法の一部改正法は令和9年4月1日から施行されるところ、施行後にその運用状況等を踏まえて見直しの要否等を検討する予定。</p>
<p>十一 育成就労労働者の転籍が迅速かつ円滑に進められるよう、転籍の申出の手続にかかる負担が極力少なくなるための措置を検討するとともに、転籍先が確保されるまでの期間が長期化した場合における生活支援等の在り方について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>育成就労外国人による転籍の希望の申出の手続について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定した。</p> <p>技能実習制度においては、転籍手続中の技能実習生が当該期間中の生活を維持するため、在留管理制度上の措置を講じ</p>

		ているところであり、育成就労外国人の転籍手続中の生活支援等の在り方についても、技能実習制度における取扱いも踏まえ検討していく。
十二 本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「一年」という有識者会議の最終報告書及び関係閣僚会議の決定の趣旨を尊重した上で、必要な検討を行うものとする。	検討中	本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」（令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、人材育成の観点から1年とすることを目指しつつも、当分の間、各受入れ対象分野の業務内容等を踏まえ、受入れ対象分野ごとに1年から2年までの範囲内で設定するものとしている。 上記の趣旨を踏まえつつ、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」において有識者等の意見を聴いた上で策定される分野別運用方針において、分野ごとに当該期間を設定していく。
十三 育成就労労働者が一年を超えて同一の実習先において就労を継続する場合には、二年目の就労を開始する際に、当該育成就労労働者の賃金等の雇用条件が一年目の雇用条件よりも向上することになるよう、雇用契約書のひな型を整備するなどし、雇用条件が向上していることを育成就労機構が客観的に確認することができるようにするなど、主務省令において適切な定めを設けること。	措置済み（令和7年）	令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえ、令和7年9月に「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則」（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定し、育成就労外国人の待遇の基準等について規定した。
十四 本法による育成就労労働者の意思による転職は最大二年間制限することになること（法第九条の二第四号イ）、政府は育成就労労働者の転籍の状況を適切に把握し、本法施行後三年を経過した場合において、関係地方公共団体、労使団体その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。	検討中	育成就労外国人の転籍の状況については、外国人育成就労機構等を通じて把握していく。また、本法附則第26条第1項において、政府はこの法律の施行後3年を目途として、育成就労制度の運用状況の検証を行うこととされており、当該規定も踏まえ適切に対応していく。
十五 育成就労制度における労働者派遣について、関連する省令の制定に当たっては、適正な人材育成及び賃金・処遇の向上、安全対策等が確保され、制度趣旨に沿った厳格な運用が行われるよう、有識者や労使団体等の関係者の意見を反映すること。	措置済み（令和7年）	令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえ、令和7年9月に「外国人の育成就労の

		適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則」（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定し、労働者派遣等監理型育成就労の基準等について規定した。
十六 季節性のある分野における派遣形態による育成就労計画の認定に当たっては、派遣元又は派遣先の事業者の事情により育成就労労働者の利益が不当に害されることのないよう、労働関係法令等に即した適切な処遇をすること。	措置済み (令和7年)	育成就労の実施に当たっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）その他の労働関係法令が適用される。その上で、令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて、労働者派遣等監理型育成就労に係る主務省令の内容を検討し、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定した。
十七 政府は、育成就労外国人及び特定技能外国人の労働災害発生率を低減させるため、受入れ機関における安全衛生管理体制の強化及び安全衛生教育・訓練の充実、外国人労働者に対する母国語による支援の実施、評価試験における労働安全衛生の観点を含めた技能の習熟度の確認等、実効性ある方策を検討し、実施すること。	措置済み (令和7年)	特定技能外国人を含む外国人労働者に対しては、労働基準監督署を通じ、育成就労外国人や特定技能外国人の受入れ機関をはじめとした全ての事業者に対し、労働災害の防止のため、法令に基づく安全衛生管理体制の構築を指導している。 また、安全衛生教育・訓練の充実や外国人労働者に対する母国語による支援策として、事業者向けに外国人未熟練労働者に伝わりやすい安全衛生教育のためのマニュアルを作成し周知・利用勧奨しているほか、労働者向けに、各種言語による安全衛生の基礎教材を作成し、周知・利用勧奨を図っている。加えて、育成就労制度及び特定技能制度における技能評価試験については、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等で有識者等の意見を聞いた上で、全ての分野で試験問題を作成する際の試験委員に、労働安全衛生コンサルタントなどの労働安全衛生の専門家を1名以上選任することとした。
十八 監理支援機関、登録支援機関及び育成就労実施者の要件について、本法の施行後に運用状況や法令違反を検証し、その結果を踏まえ、更なる要件の厳格化、必要	検討中	入管法及び技能実習法の一部改正法は令和9年4月1日から施行されるところ、施行後にその運用状況等を踏まえて検

<p>な措置等を検討すること。特に登録支援機関については、登録制の是非を含めて検討すること。</p>		<p>討等する予定。</p>
<p>十九 監理支援機関の独立性・中立性の確保のための役職員要件及び業務範囲に関する要件等に関する主務省令の策定に当たっては、本法の趣旨及び地方における監理支援機関の実情に照らして実効性が確保されるよう留意するとともに、当該要件の充足の状況及び外部監査人の選任の在り方を含む適切な業務実施体制の確保の状況等について、現地検査等を通じて継続的に把握するよう努めること。併せて、監理支援機関による育成就労実施者からの監理支援費の徴収に当たっては、当該費用が実費に限られることに留意し、監理支援費の設定及び預託金の精算等が適切になされるよう、必要な措置を検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見も踏まえ、監理支援機関の要件について実効性が確保されるよう主務省令の内容等を検討し、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）を制定した。</p> <p>監理支援機関に対しては、現地検査等を通じてその状況等の確認を行っていく。併せて、監理支援費についても、技能実習制度における実費徴収の原則を踏襲した上で、適切な運用となるような措置を検討していく。</p>
<p>二十 育成就労を希望する外国人が送出機関に不当に高額な手数料を支払うことのないよう、主務省令で定める手数料の金額の基準を育成就労労働者にとって合理的なものとするとともに、送出国との新たな二国間取決めの際には、悪質な送出機関が排除され、我が国への育成就労労働者の送出しが適切に実施されるものとなるよう、協議を進めるものとする。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>令和7年2月に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえ、①育成就労計画の認定要件として、外国人が送出機関に支払う費用の額の上限について、育成就労外国人が日本で受け取る月給の2か月分までとすること、②送出機関の要件として、徴収する費用の算出基準等を明確に定めてインターネット等により公表していることなどを外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）において定めた。</p> <p>なお、2か月分は飽くまで上限であり、外国人本人の負担の軽減のための取組が期待されることから、この制度趣旨について、適切に周知していくこととしている。</p> <p>また、悪質な送出機関の排除の実効性を高めるため、原則として新たに送出国政府との間で二国間取決め（MOC）を作成した国の送出機関からのみ受入れを行うこととしており、送出国政府と協力し、不適正な送出機関の排除や育成就労外国人が送出機関に支払う費用の基準の遵守等の内容をM</p>

		OCに盛り込むことを予定している。
二十一 永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。また、その場合における永住者の家族の在留資格の取扱いについて、十分な配慮を行うものとする。	検討中	在留資格を取り消すことが想定される事例等についてガイドラインの策定を進めており、令和8年秋を目途に公表を予定している。 引き続き、適切な運用に向けた検討を進めていく。
二十二 我が国が魅力ある働き先として選ばれるため、外国人労働者の家族帯同の在り方について引き続き検討すること。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	育成就労外国人の家族帯同については、原則として認めないものの、人道上の観点から、やむを得ない事情がある場合には、「特定活動」の在留資格を付与する等、個々の事情に配慮した運用に努めていく。 なお、入管法及び技能実習法の一部改正法は令和9年4月1日に施行される所、施行後にその運用状況等を踏まえて検討する予定。
二十三 今後、育成就労を経た特定技能外国人の増加が見込まれる中、これら外国人に対する人権侵害の有無を含め、育成就労及び特定技能の両制度が適正に運用されているかの調査を行うなど、実態の把握に努めること。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	特定技能制度においては、地方出入国在留管理局による実地調査や定期的な届出などにより実態の把握に努めている。また、育成就労制度の運用開始後においては、外国人育成就労機構による実地検査、育成就労計画の認定や地方出入国在留管理局による在留審査、各種届出等を通じて実態を把握することを検討している。
二十四 我が国の労働人口の減少に伴う外国人労働者の増加を踏まえ、外国人との共生及び戦略的な受入れ施策を含めた外国人受入れ政策全般について検討を開始し、その結果に基づいて制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。この検討に当たっては、関係者を含めた有識者で構成される会議体を設置して、これを行うこと。	一部措置済み (令和6年、 令和7年)	外国人材の受入れについては、政府としては、専門的・技術的分野の外国人については積極的に受け入れていく一方で、それ以外の外国人については、社会的コスト等の幅広い観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ検討することとしており、必要に応じて関係閣僚会議等の所要の体制を構築しているところ。 引き続き、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、外国人の受入れ環境整備を着実に進めている。
二十五 政府は、外国人労働者をめぐる労働・雇用管理に関する問題が発生している状況に鑑み、外国人雇用管理指針を含め、外国人労働者の雇用管理に関する法令の	検討中	外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）に

<p>在り方についての検討を行うこと。その際、労働政策審議会等、労使が参画する会議体において必要な議論を行うものとする。</p>		<p>において、労働関係法令、社会保険関係法令上の義務として遵守すべき事項や、雇用管理の改善等のために努める事項等を定めており、同指針に基づきハローワークにおいて事業主に対して必要な助言や指導を行っているところである。また、同指針上選任が求められている雇用労務責任者にかかる講習を実施する「外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業」を実施している。</p> <p>今後も事業主が講ずべき雇用管理の内容の履行確保の状況や労使のご意見も踏まえながら、外国人労働者の雇用管理に関する法令の在り方について検討していく。</p>
<p>二十六 本法の施行に伴う出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的・物的体制の整備に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、令和7年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえて、出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的及び物的体制の整備に努めていく。</p>
<p>二十七 外国人育成就労機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うため、予算の確保も含め、体制の整備に努めるとともに、育成就労労働者からより広く認知されるための取組を進めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>外国人育成就労機構については、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書を踏まえた政府の対応について」(令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)において「外国人育成就労機構の監督指導機能や支援・保護機能を強化し、そのために必要な体制等を整備する」こと、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)において「外国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する」としてあることを踏まえ、令和9年4月の育成就労制度の施行に伴い業務が追加される育成就労外国人の転籍支援や1号特定技能外国人の相談援助をはじめ、支援・保護機能、監督指導機能を強化するための体制整備に向け、今後、詳細を検討していく。</p>
<p>二十八 育成就労労働者及び特定技能外国人からの各種相談案件について、法令に違反する事実又はそれが疑われる事案を把握したときには、外国人育成就労機構は、</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>技能実習制度では、法令に違反する事実又はそれが疑われる事案を把握したときには、外国人技能実習機構は、関係各</p>

<p>関係各省庁に対し、遅滞なく情報提供等を行うものとする。また、情報提供を受けた関係各省庁は、連携の上、事実関係の調査を行い、適切な指導監督を行うものとする。</p>		<p>省庁に対し、遅滞なく情報提供等を行い、また、情報提供を受けた関係各省庁は、連携の上、事実関係の調査を行い、適切な指導監督を行うこととしており、育成就労制度の運用開始後においても継続できるよう、今後、詳細を検討していく。</p>
<p>二十九 外国人労働者が改正後の制度について正しく理解して安心して我が国で働くことを可能にするとともに、共生社会の実現に向けて国内外の理解が深まるよう、本法の趣旨及び内容について国際社会や国内の関係機関等に対する周知広報に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>育成就労制度の運用開始に向けて、ホームページへの掲載や関係団体への説明会等を通じ、適時適切な周知広報を行っていく。</p>

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	措置済み（令和7年）	<p>法曹の質に関しては、その法的活動が、利用者や関係者からどのように評価されているかという観点から調査・分析し、その検証結果（第2回法曹の質に関する検証結果報告書）について、法務委員会委員に資料配付するとともに、法務省ホームページで公表した（なお、令和7年の本法律改正においても、同様の附帯決議が付されており、引き続き、次回の調査・検証に向けて必要な検討を進めている。）。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
	措置済み（令和5年）	<p>（法務省・文部科学省）</p> <p>法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和5年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和5年4月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>本法の全面施行は、公布の日（令和5年6月14日）から5年以内の政令で定める日とされているところ、実際の全面施行の時期については、情報通信技術の進展等の社会経済情勢の状況とともに、裁判所及び関係者における民事関係手続のデジタル化に対応するための準備状況等も十分に考慮した上で、適切な時期の施行となるよう検討を進めている。</p>
<p>二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備については、令和7年5月16日、第217回国会において「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第39号）が成立し、同月23日公布され、同日以降、一部の規定が施行されており、今後も、順次、残りの規定が施行されることとなるため、その施行に向け、必要な検討・準備を進めている。</p>
<p>五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。</p>

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。</p>	<p>(法務省) (警察庁) 検討中</p>	<p>(法務省・警察庁) 最高裁判所において検討中である位置測定端末の規格の設定等に関する検討状況の把握に努めているところであるが、引き続きその状況の把握に努めるとともに、制度の適切な運用態勢を確立できるよう関係機関との協議・検討を行う。</p>
<p>七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>これまでも収容・護送業務に当たる職員の訓練を実施するなどした上、必要に応じて関係機関と連携するなどして適切な収容・護送業務の実施に努めてきたところ、改正法における既に施行済みの制度について、その内容及び趣旨について周知し、これらの制度の利用を通じて逃亡を防止するよう対処している。また、本改正における未施行の制度については、同制度の適切な運用に向けて関係機関と協議・検討を行うなど必要な準備を進めている。</p>
<p>八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。</p>	<p>措置済み(令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>令和5年に新設された犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の内容及び趣旨について検察官に周知し、附帯決議指摘の点も十分に配慮しつつ、同制度の適切な運用に努めてきており、同制度は運用上定着している。</p>

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>二 難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。</p>	<p>一部措置済み（平成29年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であることから、令和5年4月には、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項について、令和6年12月には、申請者による自由な供述の確保を含めた申請者の供述内容の信ぴょう性評価を的確に行うために留意すべき事項について、令和7年12月には、教育水準を踏まえた配慮が必要な申請者から効率的に供述録取を行う上での留意すべき事項について、それぞれ地方出入国在留管理官署に文書で周知し、難民調査官はこれを踏まえて事情聴取を実施している。</p> <p>また、平成29年3月以降、親を伴わない年少者、重度の身体障がい者を有する者、精神的障がい者を有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを実施している。</p> <p>引き続き、これまでの取組を着実にを行うとともに、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディなども踏まえながら、難民認定申請者に対して質問する際の手続の透明性や公平性の向上のための更なる取組の在り方について検討を進めていく。</p>
<p>三 難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。</p>	<p>一部措置済み（令和5年、</p>	<p>令和5年9月に開催した難民審査参与員協議会において、参与員に対し、附帯決議の経緯及び内容を周知するとともに</p>

	令和6年、令和7年)	<p>に、口頭意見陳述のより一層の適正な活用を求めた。また、令和6年9月及び令和7年9月に開催した難民審査参与員協議会においても、口頭意見陳述の適正な活用について改めて周知した。</p> <p>さらに、参与員は従来から難民認定に必要な専門的知見を有している者の中から任命しているところ、附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き適切な任命に努めている。また、参与員を新規に任命した際に開催する新任難民審査参与員説明会においても、新任参与員に対して、附帯決議の経緯及び内容を説明し、口頭意見陳述の適正な活用を求めている。</p>
<p>四 送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後五年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。</p>	検討中	<p>送還停止効の例外規定が施行されたところ、当該規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なっていないため、今後、当該規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なった後に、その適用状況を分析し、その結果に基づいて、制度や運用を見直すかについて検討する。</p> <p>送還停止効の例外規定は、入管法等改正法の施行日以降に難民認定申請などをした者に適用されることとなることから、その適用に関する事例が十分に積み重なるまで長期間を要するものと考えられる。</p>
<p>七 難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。</p>	一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)	<p>難民の認定等を迅速かつ適切に行う上で必要な人員及び必要な予算の確保に引き続き努めていく。</p> <p>難民調査官の能力を向上させるため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、外務省、国際情勢に関する専門的知識を有する大学教授等に協力いただくなどして研修を実施している。その上で、附帯決議を踏まえ、令和5年5月及び10月に、新任の難民調査官に対する難民認定に調査に必要な特別の知識を習得させることを目的とした研修の実施及びその内容の充実を行っている。また、令和6年9月に、難民調査官に対する出身国情報の調査・収集の手法、諸外国の情勢に</p>

		<p>係る専門的知識を習得させることを目的とした研修の実施及び内容の充実を行っている。その他、従来から行っている一定の経験を積んだ難民調査官を対象とした、具体的な事案を題材にした討議形式の実践的な研修を事案検討中心の内容に改編した。</p> <p>難民審査参与員に対しては、従来から任命時に難民審査に関する説明会を行っており、さらに、参与員としての知見をより深めてもらう趣旨から、協議会を定期的で開催している。</p> <p>その上で、附帯決議を踏まえ、令和5年12月及び令和6年7月には専門家による本国情勢に関する講演会を、令和7年2月にはUNHCRによる研修会を開催するなどしている。</p> <p>その他、令和7年2月に、難民認定手続において通訳業務に従事する通訳人を対象とした研修を実施し、難民認定手続において通訳に従事する際の留意点等についての講義を行った。</p> <p>附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き必要な研修を行っている。</p>
<p>八 難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>難民調査官に対する研修において、難民該当性判断の手引の内容のほか、事実認定に関する留意事項についても講義を行っているほか、従来から行っている具体的な事案を題材にした討議形式の実践的な研修を事案検討中心の内容に改編した。</p> <p>難民該当性判断の手引の定期的な見直し・更新については、その必要性も含めて、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関係機関や有識者等の御意見も伺いながら、検討を進めている。この点、令和6年2月、難民審査参与員から手引の内容に関する提言を受け付ける取組を開始している。</p>

<p>九 国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との協力覚書の下でケース・スタディを実施しており、事情聴取に関する詳細な手法など、実務上有用な多数の情報提供を受けている。こうした情報を整理した上で、令和5年4月には、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項について、令和6年12月には、申請者による自由な供述の確保を含めた申請者の供述内容の信ぴょう性評価を的確に行うために留意すべき事項について、令和7年12月には、教育水準を踏まえた配慮が必要な申請者から効率的に供述録取を行う上での留意すべき事項について、それぞれ地方出入国在留管理官署に文書で周知した。引き続き、新たな事案を対象としてケース・スタディの成果を積み重ねていき、その成果について運用に反映させていく。</p>
<p>十 最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめて、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保することは重要であることから、適切に業務を遂行する上で必要な人員及び必要な予算の確保に努めていく。</p> <p>難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報の公表については、従来より、諸外国が公表した出身国情報に係る報告書を日本語に翻訳した上で、出入国在留管理庁のホームページに掲載している。加えて、令和6年から新たに、国別の主な申立てに係る出身国情報を同ホームページに掲載する取組を開始し、同取組を継続している。また、難民不認定処分を受けた者に対する情報開示について、難民不認定処分を行う際に、申請者に交付する書面に不認定理由を付記しているところ、申請者の申立てに対する判断理由に係る事項を詳細に示すよう努めるなど、内容の充実を図っているほか、実際に申請者に書面を交付する際には、申請者が最</p>

		も理解できる言語で不認定理由を説明している。引き続き出身国情報の充実・公表に努めるとともに、不認定理由の丁寧な説明に努めていく。
十五 「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。	一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)	<p>附帯決議の趣旨を踏まえて「外国人との共生社会の実現」を推進するため、必要な人的・物的体制の確保に取り組んでいる。</p> <p>今後も、引き続き「外国人との共生社会の実現」の推進に必要な人的・物的体制の在り方の検討に努める。</p>

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。</p>	<p>措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>検察当局においては、性犯罪被害者からの聴取に当たり、その心身の状態を踏まえ、呼出方法や聴取場所及び聴取方法等について配慮している。</p> <p>また、法務省においては、犯罪被害者等の保護・支援制度について解説したパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を全国の検察庁に配付し、検察官が性犯罪被害者等からの事情聴取を行う際に必要に応じて交付し、関係省庁が実施する支援制度の内容も含め、その内容を説明するなどしている。</p> <p>さらに、法務省においては、令和6年4月に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」により導入された、性犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにする「犯罪被害者等支援弁護士制度」について、これまでに対象犯罪を定める政令の制定や、具体的な事務手続きを定める業務方法書の改正等を行うとともに、担い手となる弁護士の確保や周知広報、関係機関・団体との連携強化等の必要な準備を進めてきた。同法は令和8年1月13日に施行されたところであり、引き続き同制度の着実な運用に努めていく。</p> <p>【警察庁、最高裁、内閣府から別途回答】</p>
<p>十 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。</p>	<p>一部措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、刑事訴訟法第321条の3等の本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。</p> <p>【内閣府、警察庁、子ども家庭庁から別途回答】</p>

<p>十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>法務省においては、性犯罪被害者の心理等に関連する心理学的・精神医学的知見等の収集に努めているほか、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、専門家である精神科医師等を講師として、専門家による調査研究を踏まえた性犯罪者被害者の心理等に関する講義等を実施し、今後も、同様の講義等を実施予定である。 【警察庁、最高裁から別途回答】</p>
<p>十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を実施するとともに、性犯罪に関する実情及び海外の制度等について、調査を実施している。 その上で、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【内閣府から別途回答】</p>

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となっている実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【文部科学省（スポーツ庁）、国土交通省から別途回答】</p>
<p>二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、同法及び本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。</p>
<p>六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法により新設された性的姿態等撮影罪等の規定の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【警察庁から別途回答】</p>

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度)</p>	<p>裁判所においては、改正法の施行前の段階から、ウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を順次拡大したりしており、また、令和6年3月からは、ウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始しているほか、全面施行に向けて、必要な法廷機器を整備し、裁判所のウェブサイト上に、改正法の下での民事訴訟手続に関する説明資料・説明動画を掲載しており、このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めていると承知している。</p> <p>法務省においては、訴訟手続の電子化を円滑かつ迅速に進めるため、裁判所における上記取組を踏まえつつ、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、関係機関・団体と意見交換を行うなどして必要な検討を進めている。</p>
<p>二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。</p>	<p>未着手</p>	<p>対処状況の基準日時点で電子情報処理組織による申立て等に関する本法による改正は未施行であるため、その施行後、その施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。</p>
<p>三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。</p>

<p>四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度)</p>	<p>本法の成立後、その円滑な施行に向け、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。</p>
<p>七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度)</p>	<p>本法の成立後、その法制度の趣旨の周知のため、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。</p>
<p>九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。</p>	<p>検討中</p>	<p>訴えの提起の手数料の今後の在り方については、諸外国の制度を参考にしつつ、我が国の物価動向や本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等を踏まえ、関係機関、団体等と必要な意見交換を行うなどして、新制度の運用上の課題を抽出し、必要な検討を行っていく予定である。</p>
<p>十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。</p>	<p>検討中</p>	<p>法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続がデジタル化されること等に伴う課題・対応策について、必要な検討を進めている。</p>
<p>十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。</p>	<p>未着手</p>	<p>対処状況の基準日時点で本法はいまだ全面施行されていないため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。</p>

○刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月10日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。</p>	<p>一部措置済み（令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>本法の附則に基づき、「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」において、必要な検討を行った。</p> <p>また、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方については、特定の類型の被害のみを対象として、損害賠償額についての特別な制度を設けることの当否や、我が国の損害賠償制度の趣旨目的との整合性等の観点等を踏まえつつ、司法の判断の動向等を注視しながら、国内外の損害賠償の実情に関する調査研究を進めるなど必要な検討を行っている。</p> <p>法テラスでは、民事法律扶助業務として、インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に対し、無料法律相談・弁護士費用等の立替えを実施している。</p>
<p>七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。</p>	<p>措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>本法の附則に基づき、「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」において、必要な検討を行った。</p>
<p>八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。</p>	<p>措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>令和5年度に開催した有識者による検討会議の結果も踏まえ、作業報奨金の水準を維持するため、加算項目の追加、加算につながる評価項目の追加等を行った。</p>
<p>九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。</p>	<p>一部措置済み（令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>矯正施設においては、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、就労の確保、障害のある者等への支援及び特性に応じた効果的な指導の実施等の充実強化のための人的・物的体制の整備を進めるとともに、処遇効果の検証も含め、社会内処遇との緊密な連携を強化する取組を進めて</p>

		<p>いる。</p> <p>更生保護官署においても、刑務所出所者等に対する再犯防止対策・社会復帰支援の強化を図るため、その人的・物的体制の整備を進めているところである。</p>
<p>十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>矯正施設においては、令和4年度に、受刑者等の処遇に関する情報等のデータベースを管理する業務システムを刷新するための開発に着手し、令和5年度は、利用者向けの研修、データ移行等を進め、令和6年度に運用を開始した。</p> <p>これにより、受刑者等のデータについて、様々なIT技術を活用しつつ、効果的・効率的に収集・分析することを通じ、犯罪傾向の把握、矯正処遇の検討や実施、効果検証といった様々な施策や取組を一層充実させる。</p> <p>そのほか、AI技術を活用して受刑者の教科指導を実施し始めるなど、受刑者等の再犯防止や社会復帰支援を更に推進している。</p> <p>更生保護行政においては、保護司活動のデジタル化に関して、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる保護司専用ホームページを、令和3年8月から運用しており、運用開始以降、順次機能の拡充を行っている。</p> <p>また、刑事手続のデジタル化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、AI技術の活用に関する調査研究を実施したほか、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和5年度に、要件定義を令和6年度に、システム設計を令和7年度に実施した。</p>
<p>十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>刑事施設における処遇調査を充実させるため、調査センターを増設したほか、その調査対象者の範囲を拡大した。加えて、拘禁刑の創設に伴い、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するため、処遇指標の指定や処遇調査等に係る運用方針を規定し、拘禁刑の施行と同時に運用を開始して</p>

		いる。また、少年鑑別所の調査機能の活用に係る運用方法等を定め、その運用が円滑になされるよう、一部の少年鑑別所に、刑事施設と少年鑑別所間の連絡・調整を担うポストを設置した。
十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。	一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、令和5年度から、保護観察所の委託に基づき、更生保護施設入所者等の特性に応じた専門的な支援等として特定補導を実施していることに加え、施設退所者等への訪問支援事業の実施施設は、令和4年度において8施設であったところ、令和8年度には20施設に拡大する予定である。

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の前日に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。</p>	<p>措置済み（令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>改正法の周知のため、令和5年1月13日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年3月及び同年11月、ポスター及びリーフレットを関係機関・関係団体に配布したほか、同月、無戸籍者等に向けた動画の作成を行い、法務省ホームページ等で公開した。令和6年2月及び同年3月に、改正法の概要を記載したパンフレットを関係機関・関係団体に配布した。改正法の施行後である同年4月、政府広報ラジオの番組において改正法の概要を説明するとともに、弁護士を対象とした日本弁護士連合会主催の説明会において、改正法の概要を説明した。加えて、同年2月頃以降、断続的に、Google、Yahoo!など様々な媒体に無戸籍者解消のためのテキスト広告やバナー広告、検索連動広告などのインターネット広告を出稿するとともに、前記無戸籍者等に向けた動画を用いてインターネット上の動画配信サイトにおける動画広告を実施した。</p> <p>さらに、令和7年1月に前記動画を改訂してインターネット上の動画配信サイトに掲載し、同年2月にリーフレット及び手引書を改訂した上で、全国の法務局に配布した。</p> <p>改正法施行前において無戸籍者として把握している個別の方々に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法の内容をお知らせするため、令和5年12月11日付けで、全国の法務局に対し、法務局職員の面会や書面の郵送などによる通知の具体的方法を定めた事務連絡を発出した。その上で、令和7年2月にはフォローアップ調査とし</p>

		<p>て全国の法務局に対し、アンケート調査を実施するとともに、改正法の経過措置規定の対象となる方のうち、特に必要な裁判上の手続をとる見込みのある方に対しては、その期限内に確実に手続がとられるよう改めて適切な働きかけを行うことを求める事務連絡を発出した。</p>
<p>二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>これまでも、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡をしたり、個別に訪問したりするなど戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援を行うとともに、各法務局等に弁護士費用等について相談があった場合には、法テラスの民事法律扶助制度を案内するなどの支援を行っている。また、配布用の冊子(手引書)や法務省ホームページには、戸籍に記載される前であっても、一定の要件の下で行政上のサービス等を受けることは可能であることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。手引書については、令和7年2月に内容を更新し、関係機関・関係団体に配布した。加えて、令和6年3月には第13回無戸籍者ゼロタスクフォースを開催し、関係機関間での取組状況等を共有するなどして、緊密な連携を図った。</p> <p>令和7年度中にも第14回無戸籍者ゼロタスクフォースを開催し、より充実した支援の在り方について検討する予定である。さらに、フォローアップ調査として、令和7年2月及び同年7月に全国の法務局に対するアンケート調査を実施したところであり、その結果も踏まえて、引き続き、手引書や法務省ホームページにより周知を行うとともに、関係機関との連携の下に一人一人に寄り添った支援を行う予定である。</p>
<p>三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>これまでも、配布用の冊子(手引書)や法務省ホームページには、相手方と対面しないよう配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、裁判所において事案に応じた措置が講じられていること</p>

		<p>の説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。また、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）において、裁判所の決定により、住所等を裁判手続の相手方に秘匿することができる制度が創設され、令和5年2月20日から施行されている。加えて、令和6年には、前記冊子（手引書）を改訂して関係機関・関係団体に配布し、令和7年にも前記冊子（手引書）の改訂作業を進めたところであり、引き続き、改訂した前記冊子（手引書）を関係機関・関係団体に配布するとともに、法務省ホームページにより適切に案内を行う予定である。</p>
<p>四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年、 令和7年)</p>	<p>令和6年度に実施された、各法務局・地方法務局において戸籍事務に関する事項を協議する会同において、無戸籍者に対する改正民法の周知やその課題等を協議事項として取り上げ、全国の法務局・地方法務局で協議を実施した。また、改正法施行前において無戸籍者として把握している方に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法の内容をお知らせするため、令和5年12月11日付けで、全国の法務局に対し、法務局職員の面会や書面の郵送などによる通知の具体的方法を定めた事務連絡を発出し、そのフォローアップ調査として、令和7年2月26日及び同年7月8日付けで、全国の法務局に対し、裁判手続を行わなかった理由等についてアンケートを実施したところであり、これらの結果や改正法の施行による無戸籍者の解消状況等を踏まえつつ、引き続き必要な検討を行う予定である。</p>

○「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議（令和3年4月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえた承認要件や負担金の額等を定める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」（令和4年政令第316号）が施行され、相当数の土地が国庫に帰属している。</p> <p>また、本制度の承認申請があった際には、地域の実情に沿った土地の有効活用の機会が確保されるよう、関係機関や地方公共団体に対して申請土地の情報を提供する運用としている。</p>
<p>二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手續等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、裁判所に対する過料事件の通知の手續等に関する省令改正を行うとともに「正当な理由」が認められる一般的な類型等を明らかにした通達を发出した（相続登記について令和6年4月1日運用開始、住所等の変更登記について令和8年4月1日運用開始予定）。</p>
<p>三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。</p>	<p>一部措置済み （令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和4年度税制改正の大綱において、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記について、登録免許税の非課税措置を適用すること、相続登記等に対する登録免許税の免税措置を拡充した上で、その適用期限を3年間延長することが盛り込まれた。また、相続登記等に係る免税措置について、その適用期限の延長等に係る税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和7年度税制改正の大綱において、免税措置の適用期限を2年間延長することが盛り込まれた。</p> <p>加えて、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記や</p>

<p>四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>相続登記の添付書面の簡略化等を内容とする省令改正や通達の発出を行った(令和6年4月1日運用開始)。</p> <p>平成24年7月に在留管理制度が導入されたことに伴い外国人登録制度は廃止されたが、それまで市区町村に保管されていた外国人登録原票は、現在は出入国在留管理庁において適正に管理・保管している。同原票の開示請求があった場合には適切に対応しており、同請求手続の方法については、出入国在留管理庁のホームページで案内している。</p> <p>また、相続を証する書面として、どのような書面を要求するかについては、当該制度を所管する府省において検討するものと承知しているところ、外国人に関する戸籍届書の保存期間を延長することについて、各制度におけるニーズを踏まえ検討する予定である。</p> <p>このほか、附帯決議の趣旨を踏まえ、外国人を当事者とする相続登記の申請に必要な住所証明情報の取扱いを明らかにする通達を発出した(令和6年4月1日運用開始)。</p>
<p>六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。</p>	<p>検討中</p>	<p>登記官が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡等の情報を取得し、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、令和8年4月1日の施行に向けて、関係機関とともに、その情報収集の仕組みや、各種台帳相互の連携強化に向けた仕組みの在り方について検討している。</p>
<p>七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、新たな所有者不明土地対策としての各種施策を実施するために必要となる法務局の人的及び物的体制の整備を進めているところである。</p>

<p>八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>法務省においては、民法等の一部を改正する法律において新たに設けられた財産管理制度の適正かつ円滑な運用を図るために、附帯決議の趣旨を踏まえ、この制度が効率的な管理と申立人の負担軽減を趣旨とすることや、請求が可能な利害関係人の範囲などについて、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会等とも連携しつつ、説明資料を作成するとともに説明会を開催するなどして周知広報に取り組んでいる。</p> <p>また、司法書士・土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るため、最高裁判所に対し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会における管理人候補者を確保する取組について通知し、各地方裁判所への周知を依頼するなど、新たな財産管理制度の適正かつ円滑な運用の実現に向けて、関係機関・団体とも連携して準備を行った。</p>
<p>九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレット等を作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より平易な表現を用いたQ&Aや広報用マンガ、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載したり、テレビCM、新聞広告等の全国的な広報を実施したりするなどの広報活動を行っている。</p> <p>また、相続登記の申請手続について、国民向けに分かりやすく解説・説明したハンドブックを作成し、法務局ウェブサイトで公開している。</p> <p>引き続き、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分に浸透するよう、法律専門職者との連携及び予算の確保に努めつつ、周知・広報等を行っていく。</p>

<p>十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年)</p>	<p>長期相続登記等未了土地解消作業においては戸除籍謄本等の調査を司法書士が受託し、表題部所有者不明土地解消作業においては土地家屋調査士や司法書士を所有者等探索委員に任命しており、これらの専門職者と共同で実施している。</p> <p>また、遺言書保管制度においては申請書及び請求書の作成代理を司法書士が行っているほか、法務局地図作成事業においても土地家屋調査士と連携して実施しているなど、所有者不明土地対策の実施に当たっては司法書士や土地家屋調査士を活用しており、引き続き、これらの専門職者と連携しながら推進していく。</p>
<p>十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手續の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。</p>	<p>検討中</p>	<p>前段について、令和6年3月1日から実施された戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえて検討する予定である。</p> <p>後段について、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日)において、「法務省は、デジタル庁と連携し、相続手續の基礎となる法定相続人の特定に当たり、…戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第3項の士業者が職務のために戸籍証明書等を請求する場合についても、…オンライン請求を実現するため、…所要の措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、士業者団体や事業者と、その実現に向けた検討を進めているところである。</p>

<p>十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。</p>	<p>一部措置済み（令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年）</p>	<p>法務省においては、登記所備付地図の整備を進めるため、作業困難度の高い都市部の地図混乱地域を対象に、法務局地図作成事業を計画的に実施している。</p> <p>これまでの整備計画が令和6年度で終了したことから、令和6年3月に策定した「次期地図整備計画の策定に向けた基本方針」に基づき、令和7年3月に、令和7年度を初年度とする新たな10か年計画を決定し、当該計画に基づき法務局地図作成事業を実施しているところである。</p> <p>【国土交通省から別途回答】</p>
--	---	---

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。</p>	<p>一部措置済み （令和6年、 令和7年）</p>	<p>令和6年4月に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」により導入された、一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにする「犯罪被害者等支援弁護士制度」の運用が、令和8年1月13日に開始されたところであり、引き続き関係機関・団体とも連携しながら、制度の充実した運用に必要な体制の整備や担い手となる弁護士の確保に遺漏なきよう努めていく。</p>